

福祉医療費資格証の更新

毎年、9月1日に福祉医療費受給資格証を更新しています。

現在、8月31日までの受給資格をお持ちの方で、引き続き受給資格がある方には8月下旬に更新申請の案内通知を送付しますので、更新の手続きをしてください。

福祉医療費制度とは…

福祉医療費助成制度は、障がい者・乳幼児および一人親家庭等の方が医療機関で診察を受けたときに支払った自己負担金（保険適用分）の一部または全部を県や市が助成する制度です。

障がい者医療費助成

- 対象者**
- 4級以上の身体障害者手帳をお持ちの方
 - 判定機関で、知的障がい者と判定された方のうちIQ50以下の方
 - 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（通院分みの助成となります）
- 所得制限** 本人および扶養義務者の前年の所得により制限されます。
- 助成額** 自己負担金額（ただし、高額療養費および附加給付分を除く）

一人親家庭等医療費助成

- 対象者**
- 18歳未満の児童を扶養する一人親家庭の母または父および18歳未満の児童
 - 父母のいない18歳未満の児童
- 所得制限** 本人および扶養義務者の前年の所得により制限されます。
- 助成額** 自己負担金額（ただし、高額療養費および附加給付分を除く）

障がい者（後期高齢者医療制度適用者）医療費助成

- 対象者** 65歳以上の方で、障がいがあり、あらかじめ三重県後期高齢者医療広域連合で認定を受けた方
- 所得制限** 本人および扶養義務者の前年の所得により制限されます。
- 助成額** 自己負担金額（ただし、高額療養費および附加給付分を除く）

乳幼児医療費助成

- 対象者** 小学校就学前までの乳幼児
- 所得制限** 保護者の前年の所得により制限されます。
- 助成額** 自己負担金額（ただし、高額療養費および附加給付分を除く）

県内の医療機関で受診する場合は、受給資格証を医療機関窓口へ提示してください。また、県外の医療機関で受診した場合は、領収書を添付して市役所へ助成申請をしてください。ただし、後期高齢者医療制度適用者の方は、提示も申請も必要ありません。

今まで福祉医療費の申請手続きをしていない方で、該当すると思われる方は保険年金課へご連絡ください。ただし、受給資格要件に所得制限などがありますのでご了承ください。

広がります (9月診療分から)

障がい者医療費助成 1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が新たに対象となります。（ただし通院分みの助成）

乳幼児医療費助成 小学校就学前までの乳幼児の通院分が新たに対象となります。

※新たに対象となる方には、福祉医療費受給資格認定申請書を8月下旬に送付しますので、必要書類を添えて市役所に提出してください。

ご注意ください!! 9月診療分からは、入院時の食事標準負担額については助成されません。

三重県交通災害共済が終了します

三重県交通災害共済事業は、加入者の減少に伴い、今年度で終了します。

加入申し込み期間は12月31日で終了となります。まだ加入されていない方はぜひご加入ください。（見舞金は交通災害にあった日の翌日から2年以内は請求できます。ただし加入日の翌日から平成20年12月31日までの交通災害に限ります）

☎北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 ☎72-3334